

採用試験等の個人別成績に係る情報の提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市人事委員会が実施する大阪市職員採用試験等の個人別成績に係る情報（以下「情報」という。）の提供について必要な事項を定め、受験者の利便に資するとともに、採用試験等の信頼性を確保することを目的とする。

(対象となる採用試験等)

第2条 情報の提供は、大阪市人事委員会が実施する採用試験等のうち、別表に掲げるものについて行う。

(対象となる者)

第3条 情報の提供は、別表各号に掲げる採用試験等の不合格者であって、情報の提供を申し出た者に対して行うことができる。

(提供する情報)

第4条 提供する情報は、別表第1号から第8号までに掲げるものについては、受験者本人の採用試験等における順位、得点又は総合得点、別表第9号に掲げるものについては、順位、総合得点、その他選考要綱等で別に定める情報とする。ただし、採用試験等で第1次試験、第2次試験、第3次試験としてその合否を発表している試験等については、不合格となった当該試験等の情報とする。

(情報提供の申出)

第5条 情報の提供の申出（以下「申出」という。）は、所定の方法により、受験者本人が自ら申し出ることにより行うものとする。

(情報提供の方法)

第6条 前条に係る申出を行った者に対する情報の提供は、申出者が受験者本人であることを、身分を証明できる書類等により確認の上、試験結果票の通知により行うものとする。

(申出の期間)

第7条 第5条に係る申出を行うことのできる期間は、要綱で別に定めるものを除き不合格となった当該試験等の合格発表の日から10日とする。

(実施細目)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に人事委員会の事務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月19日から施行する。

別表（第2条－第4条関係）

- (1) 大阪市職員（事務行政）採用試験
- (2) 大阪市職員（技術）採用試験
- (3) 大阪市職員（社会福祉）採用試験
- (4) 大阪市職員（消防吏員）採用試験
- (5) 大阪市職員（司書）採用試験
- (6) 大阪市職員（保育士）採用試験
- (7) 大阪市職員（学校事務）採用試験
- (8) 障がい者を対象とした大阪市職員採用選考
- (9) 行政職3級等への昇任選考